

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の保険料

年金からの天引き(特別徴収)で保険料を納めている方のうち、次のいずれかの要件を満たす方は、申し出ていただくことで、口座振替によるお支払いが可能になります。

年金天引きを継続する場合は、申し出ていただく必要はありません。

- ①国民健康保険の保険料をこの2年間滞納なく納付されていた方(本人)が、口座振替で納付する場合
- ②年金収入が180万円未満の方で、世帯主または配偶者の口座振替で納付する場合

申し出ていただく期限はありませんが、申し出ていただく時期により口座振替への変更時期などが異なります。

所得税および個人住民税の社会保険料控除について

保険料の「年金天引き」「口座振替」などの支払い方法の違いにより、社会保険料控除の適用に違いがあり、税の負担額に影響がある場合がありますのでご注意ください。

長寿医療制度の資格取得日の前日に『被用者保険の被扶養者』であった方は、保険料が軽減されます。『被用者保険の被扶養者』であったにもかかわらず、保険料額が軽減されていない方はお申し出ください。

被用者保険の被扶養者とは...

協会けんぽ(旧政府管掌健康保険)、企業の健康保険組合、船員保険、公務員共済組合等に参加する家族の方に、健康保険上で扶養されていた方であり、市・町国民健康保険および国民健康保険組合であった方は含まれません。

長寿医療健康診査を受けましたか?

「長寿医療健康診査の受診券」をお持ちの方で、まだ健康診査を受けていない方は、早めの受診をお勧めします。詳しくは、受診券に同封されている案内文書、実施機関一覧表をご覧ください。

昭和8年8月・9月・10月生まれの方には11月中旬以降に、受診券を送付します。

問 三重県後期高齢者医療広域連合事業課 T 059-221-6883、059-221-6884
問 北勢庁舎 保険年金課 T 72-3829 F 72-3334

あなたは「特定健康診査」受けましたか?

「受けない」とどうなりますか?

特定健康診査は12月末まで、県内の契約医療機関で受けることができます。

特定健診を受けないと、「特定健診の受診率」や「特定保健指導の実施率」が低くなり、国が定めた平成24年度までの目標(健診受診率65%等)が達成できなくなる恐れがあります。そうすると、今後「三重県後期高齢者医療広域連合」への市の支出金が増額し、いなべ市の国民健康保険料の引き上げにもつながりかねません。

自分の健康状態を把握し、生活習慣の予防や改善に役立てるためにも年1回の健診を受けましょう。

問 北勢庁舎 保険年金課 T 72-3829 F 72-3334

期限内納付は社会のルールです お忘れのないようお納めください

10月の納付は

市・県民税	第3期
国民健康保険料	第5期
後期高齢者医療保険料	第3期
介護保険料	第4期

納期限(口座振替日)は10月31日(金)です。

前日までに預金通帳残高をご確認ください。

納付には便利な口座振替制度をご利用ください。
お申し込みはお近くの指定金融機関等で!

問 員弁庁舎 納税課 T 74-5803 F 74-5859
問 北勢庁舎 保険年金課 T 72-3829 F 72-3334
問 大安庁舎 長寿介護課 T 78-3518 F 78-1114